

(4) 組織

学校法人北星学園は、教育基本法及び学校教育法に従い、建学の精神に則り、教育を行うことを目的に設置された法人であり、現在、6校を設置している。

<理事会>

法人の教育・研究の充実及び向上を目的とする有効適正な経営管理を行うため、その基本的な施策、方針、事業計画等の重要事項を審議し決定する機関である。構成は、大学長、大学副学長、各高等学校長3名、事務局長1名、学識経験者から6名以上8名以内の計12名以上14名以内となっている。

<評議員会>

寄附行為の変更や法人の合併について審議し、法人の事業計画や予算、資産の処分及び役員に対する報酬の支給基準等の重要事項については、あらかじめ意見を聞かなければならない機関として評議員会がある。構成は、大学各学部長及び短期大学部長の4名、法人の教職員から5名、法人の設置する学校の卒業生から5名、福音主義キリスト教会の教師等から3名、学識経験者から10名以上12名以内の計27名以上29名以内となっている。

<監事>

法人の理事、他の監事、職員（この法人の設置する学校の長、教員、その他の職員を含む。）、2名以上の評議員又は会計監査人の配偶者若しくは三親等以内の親族以外の者であって、評議員会の決議により選任する。監事は、法人の業務、財産の状況及び理事の業務執行の状況の監査を行う。

<会計監査人>

法人の理事、監事、職員、評議員又は会計監査人の配偶者若しくは三親等以内の親族以外の公認会計士又は監査法人であって、評議員会の決議により選任する。会計監査人は、法令で定めるところにより、この法人の計算書類及びその附属明細書並びに財産目録を監査して会計監査報告を作成する。

<理事長>

法人の代表者である。法人及び各学校の事務を総括し、その職員を統督する。また、理事会、評議員会の招集者である。

<学園長>

法人及び各学校の教学に関する事項を統括する。

<常務理事>

理事会及び常任理事会の議に基づき、法人の日常業務を執行し、所属職員を監督する。

学校法人北星学園 組織構成図 (2026年4月1日現在)

